

(株) 東京証券取引所の現物立会市場における呼値の単位の段階的な適正化に伴う制度改革について

平成25年9月25日
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	概要	備考
<p>I. 趣旨</p> <p>II. 改正の概要等</p> <p>1. DVP清算値段</p> <p>2. バイイン実行の際の売付申込値段の基準価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）の現物立会市場における呼値の単位の段階的な適正化の過程において、平成26年7月を目途に一部上場銘柄について1円未満の呼値の単位が発生することから、当社におけるDVP清算値段の設定方法や各種担保の代用有価証券の時価の取扱い等について所要の制度改革を行う。 ・DVP清算値段は、指定金融商品市場における前営業日の最終値段（気配表示された最終気配値段を含む。）について<u>1円未満の数値を切り捨てた値</u>とする。 ・前営業日において指定金融商品市場のいずれにおいても約定値段（気配表示された最終気配値段を含む。）がない場合は、指定金融商品市場における当該前営業日の基準値段について<u>1円未満の数値を切り捨てた値</u>をDVP清算値段とする。 ・バイイン実行の際の売付申込値段の基準価格は、原則として指定金融商品市場におけるバイイン実行日における最終値段（気配表示された最終気配値段を含む。）について<u>円未満の数値を切り捨てた値</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVP清算値段を用いて算出する現物清算資格に係る清算基金所要額及びフェイル発生時の遅延損害金・遅延違約金についても左記と同様の取扱いとする。 ・バイイン実行日において最終値段がないとき又はバイイン実行日がバイイン対象銘柄の基準日等の日の2営業日前若しくは前営業日にあたるときは、当社がその都度定める値段とする。

項目	概要	備考
<p>3. 取引証拠金及び清算預託金の代用有価証券の時価</p> <p>4. その他</p> <p>Ⅲ. 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 取引証拠金及び清算預託金の代用有価証券として当社に預託される株券等の時価（代用価格）は、金融商品取引所における最終値段（気配表示が行われている場合には最終気配値段。）について<u>1円未満の数値を切り捨てた値</u>とする。 • 有価証券オプション取引のオプション清算値段（自動権利行使判定のための原資産値段）については、金融商品取引所における最終値段（気配表示が行われている場合には最終気配値段。）をオプション対象有価証券の最終値段とする（<u>1円未満の数値の切り捨ては行わない。</u>）。 • 有価証券オプション取引に係る清算値段（証拠金所要額の算出に用いる理論価格）の算出に際しては、金融商品取引所における最終値段（気配表示が行われている場合には最終気配値段。）をオプション対象有価証券の原資産価格として用いる（<u>1円未満の数値の切り捨ては行わない。</u>）。 • 平成26年7月を目途に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 東証における呼値の単位の段階的な適正化（フェーズⅡ）の実施時期にあわせて実施する。 • なお、関係機関や参加者の状況を考慮しつつ、平成27年度中を目途として、1円未満の数値をDVP清算値段や代用有価証券の時価等としてそのまま採用することを検討する。

以上